

関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書（国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書兼用）・関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書（C-9310）

＜関税法施行規則第2条第2項及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第5条第2項の規定により届け出の場合の記載要領＞

「税関長」欄には、申告先税関長を記載することとし、申告先税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消する（二重線又は削除いずれの方法でも差し支えない。）。

「輸出入者符号」欄には、当該届出者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25－6に規定する符号を記載する。

本文上段の□（チェック欄）にレ点を記入し、特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日を記載する。

「4 その他参考となる事項」欄には、国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨を届け出ている場合には、取りやめの届出書の所轄税務署長への提出の有無について□（チェック欄）にレ点を記入し、届出の状況等を記載する。

＜旧関税法第7条の9第2項、第67条の8第2項又は第94条第3項において準用する旧電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第7条第1項の規定により届け出の場合の記載要領＞

「税関長」欄には、申請先税関長を記載することとし、申請先税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消する（二重線又は削除いずれの方法でも差し支えない。）。

「輸出入者符号」欄には、当該届出者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25－6に規定する符号を記載する。

本文下段の□（チェック欄）にレ点を記入し、特例輸入者が申請する場合は「関税法第7条の9第2項」の文字を、特定輸出者が申請する場合は「第67条の8第2項」の文字を、それ以外の輸出入者が申請する場合は「第94条第3項」の文字をそれぞれ○で囲む。

「1 所轄外税関長を経由して提出する理由」欄には、この届出書を所轄外税関長を経由して提出する場合に、その理由を記載する。

「2 電磁的記録等による保存等をやめようとする関税関係帳簿書類の種類名称等」欄には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 帳簿書類の種類名称

電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類の種類名称を「仕入帳」「成分分析表」等のように記載する。

(2) 当初の承認を受けた年月日等

電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類について電磁的記録等による保存等の承認を受けた年月日又は承認があったとみなされた年月日を記載する。

(3) 保存方法

電磁的記録による保存をやめようとする場合は「電磁的記録」の、COMによる保存をやめようとする場合は「COM」の、スキャナによる保存をやめようとする場合には「スキャナ」の文言の前の□（チェック欄）にレ点を記入する。

なお、旧関税法第7条の9第2項、第67条の8第2項又は第94条第3項において準用する旧電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「旧電帳法」という。）第5条第3項（電磁的記録による保存からCOMによる保存への保存方法の変更）の承認を受けている帳簿書類について、COMによる保存をやめようとする場合で、同法第4条第1項（帳簿の場合）又は同条第2項（書類の場合）の規定による電磁的記録の保存等の承認も併せてとりやめるときは、両方の文言の前の□（チェック欄）にレ点を記入するとともに、「当初の承認を受けた年月日等」欄に同法第4条の承認年月日と同法第5条第3項の承認年月日を併記する。

(4) 保存場所

電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類に係る保存媒体の保存場所を記載する。

「3 電磁的記録等による保存等をやめようとする理由」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする理由を記載する。

「4 その他参考となる事項」欄には、準用旧電帳法第4条第3項の規定による電磁的記録の保存をやめようとする場合には、基となった書類の保存の状況を記載する。また、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認（旧電帳法第4条第1項・第5条第1項（帳簿の場合）又は第4条第2項若しくは第3項・第5条第2項（書類の場合）の承認）を受けている場合は、旧電帳法第7条第1項の届出の状況等を記載する。